



島根県報

令和7年5月16日（金）

号外 第 4 8 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更	（道 路 維 持 課）	2
道路の供用開始（2件）	（ ” ）	3

告 示

島根県告示第289号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 16 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長		
県 道	大田桜江線	大田市祖式町字下行原 1481番 1 地先から同町 字井手ノ尻1882番 3 地 先まで	前	メートル 8.25～ 50.57	メートル 309.40	県央県土整備 事務所大田事 業所	道路改良工事 拡幅
			後	メートル 9.02～ 55.10	メートル 309.40		

島根県告示第290号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 16 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
県 道	松江木次線	松江市東忌部町2093番 1 地先から同町 1688番 4 地先まで	メートル 184.00	令和 7 年 5 月 16 日	松江県土整備 事務所	

島根県告示第291号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 16 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
県 道	大田桜江線	大田市祖式町字下行原1481番1地先から同町字井手ノ尻1882番3地先まで	メートル 307.00	令和7年 5月16日	県央県土整備 事務所大田事 業所	